

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	西条地区工業用水道について	類別	公約 <input type="checkbox"/> 議会答弁 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 懸案事項 <input type="checkbox"/>
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	水道局
【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】			
<p>西条地区工業用水道は、昭和39年1月に指定を受けた「東予新産業都市建設基本計画」において、当地域における工業開発の促進を図るため、昭和40年に「加茂川総合開発事業」の一環として計画された。日量229,000トン以西条市及びその周辺工業地域に供給する計画とし、昭和48年度から各施設の工事をを行い、昭和59年4月1日から西条地区、平成9年4月1日から新居浜地区、同年6月1日から壬生川地区へ給水を開始した。</p> <p>新居浜地区への給水については、昭和58年5月に、新居浜市長と県公営企業管理者の間で「西条地区工業用水道給水に関する確認書」を取り交わし、日量10万トンということを確認したが、その後のオイルショック等の経済変動により、工業製品等の需給バランスが崩れたため、新居浜市の受水希望水量は、10万トンの日 74,000トンの日 64,000トンの日に変動している。</p>			
【平成18年度の取り組み】			
<p>現在、西条地区工業用水道は契約水量が計画水量を大幅に下回っていることに加え、建設工事期間の終了に伴い、平成19年度以降建設仮勘定から本勘定（構築物等の資産）への振替等の会計処理を行う必要が生じている。その結果、計画どおりの給水収益が確保できていない中で、多額の減価償却費が発生するため、大幅な赤字が見込まれている。こうした状況を踏まえ、平成18年度には経営改善策を検討するための「西条地区工業用水道利用促進協議会」が2回開催され、給水エリアの西条、新居浜両市で将来見通しや有効活用策の検討を図った。</p>			
【本市の回答】			
<ul style="list-style-type: none">・中期見通しで平成25年頃までには11,100? / 日の増量が見込める。・条件 料金は据え置き 支払いについては実需が出たときに支払う。 特定水量が出てきた場合には全体の中で調整。・計画給水量に対する残りについては県の方で検討し、また新居浜市にも相談してほしい。			
【西条市の回答】			
<p>・「短期間では結論を出せず、具体的な量は示せない」として、最終的な結論には至っていない。</p> <p>なお、水不足に悩む松山市が黒瀬ダムからの分水の申し入れを行っているが、協議会においては「あくまで松山市への分水は検討の範囲外であり、経営改善の観点から協議する」としている。</p> <p>こうした流れの中で、松山市長が平成19年1月29日に西条市を訪れ、分水に向けた協議の場を設けるように求めたところ、西条市長はこれに応じ、まずは新居浜市も加えた3者で協議を行なうことを提案した。</p> <p>本市のスタンスとしては、お互いの地域の水事情を話し合うということについては賛成するということであり、現在、3者会の開催についての調整を松山市および西条市と行っている。</p>			

【今後の指針（案）】

- ・協議会で議論を継続する。
- ・松山、西条、新居浜3市による3者会については、参加する方向で調整を行っているが、本市のスタンスは、お互いの地域の水事情を話し合うということについては賛成するというものである。

庁議決定（指針・方向性）

原案どおり採択する。（本市としての工業用水、地下水の問題を整理すること。）

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成17年度変更)

事項名	荷内沖埋立事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・昭和47年 海面埋立による開発を前提として、漁業補償を行い、具体的な事業計画の検討に着手。・昭和56年 第2次長期総合計画において、東部開発の一環として位置づけし、土地開発公社に委託し、地形、地質測量等を実施。・平成2年 第3次長期総合計画において、臨海性複合ゾーンとして位置付ける。・平成3年 庁内プロジェクトにより「荷内沖開発企画構想調査研究報告書」を作成。・平成4年 地域開発室を設置し、専門スタッフによる検討を重ねる。・平成5年 開発の基本コンセプトとして、荷内沖開発基本構想を策定する。・平成7年 荷内沖まちづくり懇談会を設立し、開発実現に向けて課題等の検討を行う。事業成立条件調査を委託し、建設省海岸整備事業CCZ事業としての提案を受ける。・平成8年 東部開発審議会において、事業成立条件調査の報告をもとに、事業化に向けての検討したが、結論には至らず。・平成9年 都市開発調査特別委員会において、開発に向けての検討結果と問題点について報告 <p>その後、財政的な問題、埋立後の土地活用の問題等の解決が図れていない状況であることから事業化に向けての具体的な結論（方向付け）が出せないまま現在に至っている。</p>			
今後の指針（案）			
<p>荷内沖埋立事業については、総合政策課において、長期的な展望も含めて、事業化についての検討を行った結果、第四次長期総合計画期間内の事業実施はできないと判断し、これに伴い東部開発審議会は廃止した。しかしながら、当該事業については、18年3月議会で答弁したように、本市の将来を展望する上で重要な課題であることに変わりはないことから、長期的な視点に立ち、引き続き慎重に検討する。</p> <p>なお、当該事業に係る土地開発公社への調査委託費については、土地開発公社で先行取得している長期保有土地（海の家及び垣生漁協跡地）の処理方針と合わせて17年度に庁内協議をした結果、今後の財政状況を勘案しながら、時期を見て公社からの買い戻しを行うことを決定した。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
原案どおり採択する。			

(様式) 平成13年度重要事業及び懸案事項管理表
 (平成19年度変更)

事項名	総合健康運動公園構想		類別	公約 議会答弁 新たな政策課題	監査 懸案事項 其他
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	建設部 都市計画課	教育委員会 体育文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>昭和28年の第8回国民体育大会の軟式野球会場として、市営野球場を設置して以来、市民、関係者の意見を聞き、体育施設の計画的な整備改修を行ってきた。</p> <p>平成13年3月、新居浜市総合体育施設建設委員会から、「市民の健康で豊かなスポーツライフ実現、市の活性化のために、全国レベルの大会が開催可能な総合体育館と通年型温水プールを併設した総合体育施設の建設が必要」との提言があり、また、第四次長期総合計画においても建設事業の推進を基本計画に位置づけていることから、総合体育施設（総合健康運動公園）基本計画を作成する等検討を行った。</p> <p>しかし、厳しい財政状況を踏まえ、施設の新設や整備について明確な優先順位を付け、慎重かつ精密に検討する必要があることから、中長期的な展望に立った調査研究を行うため、庁内プロジェクトを設置（平成16年5月）し、総合健康運動公園のエリア、既存施設の整備、利用形態、国体との関連、資金・財源に関することについて検討を進め、「新居浜市総合健康運動公園構想調査報告書」（平成18年3月）を取りまとめた。</p> <p>平成18年度は、上記調査報告書において設定したエリアの内、新高橋から城下橋までの約36haを対象とした「国領川河川敷周辺再整備基本計画策定業務」を実施し、再整備に向けた基本計画、概略設計図面、河川占用協議に要する資料等を作成した。</p>					
今後の指針（案）					
<p>報告書の調査研究事項をもとに、既存施設の有効活用を最優先としながら、後期戦略プランで着手可能なものとして、国領川緑地の整備について、県との河川占用協議など計画推進に向けた課題や今後の方向性等の検討を進め具現化を図っていく。</p> <p>また、体育施設の整備については、既存施設の維持管理・長期修繕・大規模改修などに係る計画作成を進め、長期総合計画10ヵ年実施計画での位置付けを図っていく。</p> <p>新規施設については、調査報告書や既存施設の大規模改修計画との整合性を取りつつ、次期長期総合計画での実現に向けた実現方策を、後期戦略プランで検討していく。</p> <p>いずれにおいても、各担当部署との十分な連携、協議を図り、「市民が気軽にスポーツに親しめることができる場づくり」を基本とした総合健康運動公園構想の実現を目指す。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成16年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	瀬戸・寿上水道問題	類別	公約 新たな政策課題	議会答弁 監査 懸案事項	その他
担当部局課名	総合政策課	関連する部局課名	水道局	道路課	
【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】 瀬戸・寿上水道問題は、昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行う際に、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を行ったことに端を発している。その後、組合は施設老朽化に伴う改修工事のため、地方改善事業による事業枠を確保したが、県補助金の交付には組合水道廃止が必要であるため、昭和39年5月23日に新居浜市との間に覚書を締結し、昭和40年4月に経営の廃止が県から許可され、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされている。これまでに数々の協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない					
「平成16年度以降の取り組み」					
平成16年度	瀬戸・寿上水道組合長との協議（市長3/1）	6回			
	瀬戸・寿連合自治会長との協議	2回			
平成17年度	瀬戸・寿上水道組合長との協議（市長12/22）	8回			
	瀬戸・寿連合自治会長との協議	7回			
	その他（庁内協議等）	7回			
平成18年度	瀬戸・寿上水道組合長との協議	10回			
	瀬戸・寿連合自治会長との協議	10回			
	その他（庁内協議等）	3回			
今後の指針（案） こうした協議の結果、水道委員、各自治会長及び各種団体の代表者による「市水道統合に関する検討委員会（仮称）」を設置し、市水道統合に向けた具体的な協議を進める方向で取り組みを進めていくこととしている。 合併以前からの歴史的な経緯、経過等があるため、地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、今後とも、市としてもできるだけ早期に検討委員会が設立されるように働きかけを行うとともに、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早く問題解決を図りたいと考えている。					
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。					

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19変更)

事項名	駅周辺地区整備計画		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他		
担当部局課名	企画部 駅周辺整備室	関連する部局課名	建設部 区画整理課 都市計画課	経済部 運輸観光課 商工労政課	教育委員会 体育文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 大街区への核施設の誘導については、芸術文化施設(太鼓台資料館・市役所出張所を併設)をJR新居浜駅前公共公益施設の大街区へ建設することが、公約、議会答弁事項となっている。(平成13年6月原月美議員及び平成13年9月藤田若満議員への答弁) 平成16年度、助役を委員長とする市内プロジェクト(平成16年5月設置)での検討や芸術文化施設PFI導入可能性調査(平成17年2月報告書作成)を行うなど、核となる公共公益施設の内容や民間活力を導入して建設・運営する手法について検討を重ねた。 平成17年度は、芸術文化施設建設構想を含む駅周辺地区整備計画の策定について、平成17年7月22日付決裁「JR新居浜駅周辺地区整備計画について」により、平成11年3月作成の「JR新居浜駅周辺整備構想」に基づく、JR新居浜駅周辺の具体的な実効性のあるプラン作成に取り掛かることとなり、平成17年11月、「平成17年度新居浜駅周辺地区整備計画基礎調査」を財団法人日本経済研究所に委託し、平成18年3月報告書を作成した。 本事業は、平成17年度の結果を基に、芸術文化施設を含んだJR新居浜駅周辺地区整備計画の作成に向け取り組むもので、平成17年度に引き続き財団法人日本経済研究所に委託しており、平成18年度19年度の2か年継続事業のうち、平成18年度は、導入機能整理・施設配置等検討・整備運営手法検討・社会経済効果の把握、ほか駅周辺整備計画の在り方について検討し、併せて、複合可能な導入施設・施設整備計画・施設運営計画や、芸術文化施設の基本計画を作成した。						
今後の指針(案) 平成19年度は、地権者や市民、市民団体、市議会等の合意形成を図りながら、駅周辺での、より具体的な導入機能の設定、ゾーニング、施設配置計画、整備運営計画、推進主体・事業手法などを検討するとともに、芸術文化施設の運営・事業化計画を策定する予定。						
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。						

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	自主防災組織の拡充	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	総務部防災安全課	関連する部局課名	市民活動 消防本部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>(1) 自主防災組織の基本単位を市民にとって、最も身近なコミュニティである自治会とし、市連合自治会理事会や市自治会総会を通じ、結成促進に向けての啓発を行っている。また、出前講座等を通じて、地域の中で防災に備えての知識や技術面での普及活動を推進している。</p> <p>(2) 自主防災組織の拡充を図るため、平成16～18年度より、校区自主防災組織に対して、県費補助事業及び市単独事業により、結成支援事業を実施した。(1校区200千円)また、伊予銀行より防災倉庫の寄贈を受け7校区に設置した。</p> <p>(3) 平成19年3月31日現在の結成率 結成率 = 96.35% (結成組織数 = 98組織 結成自治会数 = 312単位自治会)</p>			
今後の指針(案)			
<p>(1) 平成16年の一連の災害から得た貴重な教訓を無駄にすることのないよう、地震や台風等の自然災害に備え、市民と行政との協働により、「安全・安心のまちづくり」のための体制整備を目指す。</p> <p>(2) 校区単位での自主防災組織の結成については、平成19年度中に全小学校区での結成ができるよう、取り組みを進めていくこととする。</p> <p>(3) 引き続き単位自治会を中心とした自主防災組織結成に向けての働きかけを積極的に推進する。</p> <p>(4) これまでの自主防災組織の活動内容を紹介する手引きの作成などを通じ、結成促進から活動内容の充実に向け、訓練や学習会の実施を支援する。</p> <p>平成14年度末結成実績値 = 12.8% 平成15年度実績値 = 15.6% 平成16年度末結成目標値 = 30.0% 実績値 = 42.3% 平成17年度末結成目標値 = 60.0% 実績値 = 73.6% 平成18年度末結成目標値 = 80.0% 実績値 = 96.4% 平成19年度末結成目標値 = 100.0%</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	安心安全のまちづくり条例の 制定	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	総務部防災安全課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成16年4月に安全面における地域ネットワークづくりを主要課題として市民安全室が設置され、平成16年7月に、市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開しようと、会長を市長とする「新居浜市安全・安心のまちづくり協議会」が発足した。協議会に、より具体的な取り組みをしようと3部会（防犯啓発部会、生活安心部会、交通安全部会）が設置され、平成18年1月に防犯啓発部会から21項目、生活安心部会からは35項目の報告を受け、協議会の提言としている。平成18年4月からは、組織機構改革により、防災安全課が事務を引き継いでいる。			
今後の指針（案） 愛媛県においては、県条例として「安心安全のまちづくり条例」を制定すれば、地域住民、警察と自治体が緊密に連携しながら、地域の安全対策を効果的かつ迅速、的確に推進できることから同趣旨の条例制定が検討されており、本市としても、県の動向に注視しながら、県、警察との役割分担等を明確にし、先進地の調査・研究を行っていく。 また、同趣旨の条例に関しては、全国的に防災に関する条項を含めている例も多く、本市としても平成16年の自然災害発生以降、市民の関心が急速に高まってきている防災に関する条項の必要性についても検討を行っていく。平成19年度は条例制定に向けての具体的な検討を行い、平成20年度に条例を制定することを目標とする。			
庁議決定（指針・方向性） 原案どおり採択する。			

(様式)

平成15年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	入札制度の改善	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	総務部契約課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事の入札・契約に対し透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の基本原則が示され、全ての発注者に義務付けられた。</p> <p>本市においては、 毎年度の発注見通しの公表 入札・契約に係る情報の公表 施工体制の適正化 不正行為に対する措置 工事の施工状況の評価 等を実施することで対応している。</p> <p>さらに、発注者が取り組むべきガイドラインとして 入札・契約の方法の改善、 入札・契約のIT化の推進 等が示されており、 平成17年度には、入札・契約の方法の改善として、事後審査公募型指名競争入札を試行し、平成18年度からは、事後審査公募型競争入札を本格実施した。</p>			
今後の指針(案)			
<p>上記ガイドラインに示された事項に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none">入札・契約の方法の改善については、郵便による事後審査公募型競争入札を本格実施しているが、19年秋頃を目途に、対象限度額を現行3千万円超1億5千万円未満から、1千万円以上1億5千万円未満に改善できるよう検討する。入札・契約のIT化については、公募型競争入札の効果等を検討するとともに、県内各市と情報交換を行い、電子入札の導入時期や導入方法等の計画策定を検討する。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	財産台帳の整備	類別	議会答弁
担当部局課名	管財課	関連する部局課名	全部局
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成12年3月に作成した紙ベースの「新居浜市財産表」が唯一の庁内共有の情報源となっているが、総括管理する管財課のデータと行政財産管理担当課のデータは必ずしも一致していない。また、無償借地については管理が行き届かず、全てが把握されていない現状がある。これまで一定の作業を進めてはきたが、遅延しているため、平成18・19年度の目標管理に掲げ、課員全員で取り組みを強めている。</p> <p>平成18年度において、財産表(土地)はデータベース化するため、資産税課土地台帳上にある「新居浜市」名義の土地データを取り込んだ後、平成12年3月31日作成の財産表に記載されているデータ及び更新データを入力して、アクセス形式のデータベースを作成しました。</p> <p>また、財産表(建物・工作物)は、平成12年3月31日作成の財産表データをエクセル形式に入力しています。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>財産表(土地)については、現在、入力されているデータを関係各課が点検中。点検後はデータの修正・追加・削除を行い、新年度資産税課データとの突合作業後、検索画面の作成、データベースの活用方法・処理内容を検討し、検索画面を全庁的に使用できる方法を検討していきます。</p> <p>財産表(建物・工作物)は、財産表データや建築指導課データなどの融合を検討し、関連各課とも協議し、アセットマネジメントに活用できる基礎データづくりを目指します。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	慈光園及び東新学園の建替えについて		類別	新たな政策課題	
担当部局課名	福祉部	関連する部局課名	福祉課・介護福祉課・児童福祉課	慈光園・東新学園	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>両園はいずれも築後30数年経過し老朽化が著しいことに加え、プライバシーの確保やバリアフリー化等の対応が困難であり、入所環境の改善及び管理上の統合を図るため複合施設として建替えをすすめる。</p> <p>建替え候補地として平成15年3月の企財会において旧桃山学院短期大学グラウンドが適当との方向づけをし、平成15年度には、プロポーザル方式による基本設計を実施、16年6月、国に補助金申請をおこなった。</p> <p>しかしながら、平成16年の台風災害で、財源確保が困難になったことと市内の山際の福祉施設の多くが災害をうけたことから、補助金申請を取り下げ、予定していた実施設計予算を削除して候補地の土石流被害の検証をおこない、土石流被害についての影響はほとんどないとの検証結果となり、平成17年7月9日、地元自治会に対し施設建設についての説明会を行った。その後、候補地が高齢者生きがい創造学園の講座の一部に供されていること及び地域に解放されている等の利用状態にあり、地元の反対運動と財源確保が難しいことから、計画は一時中断状況となる。</p> <p>平成18年、慈光園・東新学園・心身障害者福祉センター・公立保育所等福祉施設の老朽化に伴う対応について福祉のまちづくり審議会に諮問し、現在、社会福祉施設の整備のあり方について検討を進めている。</p>					
今後の指針(案)					
<p>西滝グラウンドも視野に入れ、立地環境と財政面を考慮しての建設場所、立地場所・施設建設後の運営面や建設及び運営経費削減面を考慮しての複合、併設、分離方式などの施設の形態と規模、財源の確保方策等について福祉部内で建替え計画案を取りまとめ、順次、関係部局と協議を進めていく。並行して、18年度に引き続き福祉のまちづくり審議会を開催し、市民の視点からの施設建設への意見を中間報告としてとりまとめ、計画案に反映させていく。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					
原案どおり採択する。					

(様式)

平成15年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	保育所の民営化について	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成14年12月議会において、公立保育所の民間委託についての質問があり、それぞれの施設の整備状況、児童の入所状況、地域性等について総合的に勘案し、5年を目途に民間委託の検討を進めると答弁。 平成16年6月に「新居浜市立保育所民営化等検討委員会」を設置、検討を行った。 その後、平成17年7月に市民による「新居浜市立保育所民営化検討協議会」を設置、検討を行った。 検討協議会からの報告を受け、平成18年5月に基本方針(案)を作成。保護者説明会、職員説明会、パブリックコメント等を経て、11月に基本方針を策定した。 (平成20年4月八雲保育園を民間移管、以降21年南沢津保育園、22年中萩保育園、23年新居浜保育園を順次移管) 平成18年12月議会において、平成20年3月31日付けで八雲保育園を廃止する条例改正議案が可決され、それに基づき平成19年1月移管先法人を公募、2月に移管先法人を決定した。			
今後の指針(案) 基本方針に基づき、平成19年度中に市・移管法人・保護者三者懇談会を開催、1年間かけ引継ぎ業務の実施、6月議会に建物無償譲渡議案の提案、20年1月から3月の間の共同引継ぎ保育を経て、平成20年4月八雲保育園を民間移管する。 同様に、平成21年4月南沢津保育園、22年4月中萩保育園、23年4月新居浜保育園を順次民間移管する。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成15年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成18年度変更)

事項名	若水乳児園・若宮保育園の建て替えについて	類別	懸案事項
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>若水乳児園・若宮保育園は老朽化が著しく補修が必要な箇所についてはその都度修繕しているが、抜本的な対策が必要であり、議会においてもその危険性について指摘がある。</p> <p>18年3月議会において、両保育園の今後の整備のあり方については、「新居浜市福祉のまちづくり審議会」に諮問し、市としての方針を出すという答弁を行った。</p>			
今後の指針(案)			
<p>若水乳児園には建て替え場所がないため、敷地に余裕のある若宮保育園敷地又はその他の用地について適地を選定のうえ、両園を統合した形での建て替えも含めて検討する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
<p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成18年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	放課後児童クラブの建て替えについて	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名	学校教育課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 放課後児童クラブの施設のうち垣生小学校については、現在利用している垣生学習館は、企財会で閉鎖の方針が出されていることから、新たな施設の確保が必要となっている。現状では、垣生小学校には利用できる余裕教室の確保が困難なことから、新たな施設の設置が必要である。 また、大生院小学校及び中萩小学校のプレハブ教室、高津小学校の木造倉庫については、老朽化が著しく、また利用者の増加に伴い施設も狭隘となり運営に支障をきたしていることから、早急な建て替えが必要である。			
今後の指針(案) 他の放課後児童クラブの施設についても、改修あるいは改築の必要な箇所が発生してきていることや利用者の増加が見込まれることから、クラブの増設計画と施設整備計画を立てて、順次新設・改築を行うよう、方針決定したい。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成18年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	新居浜市まちづくり協働オフィスの利用促進	類別	公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 <input checked="" type="checkbox"/> 監査 <input checked="" type="checkbox"/> 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 H18.7 NPO法人委託により事業開始 *事業内容は受託団体の企画提案による。 【18年度の主な事業】 (1) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること 協働オフィスHP開設、ニュースレター発行、展示コーナー設置、各種相談対応、等 (2) 市民活動に係る調査及び研究に関すること 協働を視点とした市民活動団体アンケートの実施・分析 (3) 市民活動に係る交流及びネットワーク形成の推進に関すること 企業座談会やNPO研修会、全利用登録団体情報交換会、おしゃべりカフェの開催 (4) 市民活動と行政の協働事業に関すること まちづくりワークショップの実施、CATV広報番組の自主制作 (5) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供等に関すること ・その他、ガイドライン案に対する意見集約、第1回全国マイ箸サミットの実施支援、等 *利用登録団体数109団体(H19.4.19現在)			
今後の指針(案) ・18年度実績を踏まえ、企業市民との協働に関する調査や、「新居浜をよりよくしよう！プロジェクト」(人材育成ワークショップ)、生涯学習講座「市民活動体験プチツアー」等を新たに実施し、事業の充実を図る。 ・オフィス開設により、新規団体の設立、また既存団体においても、活動を組織として継続し活性化を図ろうとする意識変化がみられる。今後も、オフィス設置目的や事業の広報等に受託団体と協働で取り組み、さらなる利用促進を図るとともに、協働事業市民提案制度の創設等行政側からの協働環境の整備とも連携して、「協働」を理念から実践へと進めていく。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	コミュニティFMによる市民参加と情報提供	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他(庁議)
担当部局課名	市民部広報相談課	関連する部局課名	総務課 市民活動推進課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>・「市民への情報伝達手段について」質問があり、現在の自治会放送塔による広報から、災害時や緊急時にも対応できるコミュニティFMなどのメディアを活用した情報提供を行えるよう検討していく旨答弁。(平成13年9月議会)</p> <p>平成17年度以降の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・コミュニティFMの現状と開局状況について、勉強会を開催した。・総務省四国総合通信局に伺い、本市の現在までの経緯・取り組みを伝え、今後の免許申請等の手続きについて伺った。・(株)ハートネットワークからの事業計画に基づき、企画財政会議を開催した。行政からの支援額について他社の動向も踏まえ再検討するよう指示。・今治市(ラヂオバリバリ)を訪問し、先進局の運用の現状について把握した。・企画財政会議の結果を受けて、(株)ハートネットワークと協議を重ねているが、事業成立のためには、1200万円の行政支援が要であるとの主張であり、現時点では、企画財政会議での考え方(250万円程度)との乖離が埋まらない状況である。			
今後の指針(案)			
<ol style="list-style-type: none">1. 行政からの支援可能額を踏まえ、(株)ハートネットワークと再度協議を行う。2. 上記の協議を踏まえ、企画財政会議において、行政支援について決定する。3. 四国総合通信局に本市の意向を伝え、今後の免許申請に関する協議を行う。4. 関係者への説明・協議を行う。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成16年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	人権擁護課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成 3年6月30日、支部の意見の相違により支部を解散する。</p> <p>平成 3年8月 2つの団体組織が結成される。</p> <p>平成 8年6月 協議会方式により半年間支部運営がなされたが、運営停止する。</p> <p>平成13年3月 支部運営と支部長の選任について協議を図ったが、2名の出席で開会できなかった。</p> <p>平成14年4月26日、愛媛県同和対策協議会が総会で名称変更を議決する。 (愛媛県同和対策協議会から愛媛県人権対策協議会へ)</p> <p>平成3年6月、愛媛県同和対策協議会新居浜支部内の意見の相違により支部を解散したその後、県当局、関係者及び関係団体との協議を重ねたが、合意には至らなかった。</p> <p>平成8年8月、新居浜市と意見の相違する双方との合意のもと、確約書を交わし、協議会方式により会を運営することとした。</p> <p>約6か月間支部の運営が続いたが、その後、確約書の白紙撤回及び役員の変更等の申し出があり、これらの件について協議会を開催しようとしたが、意見の相違により開催できない状態が続いている。</p> <p>平成13年2月、確約書に基づく協議会開催を図るため、当時の役員の話し合いの場を設けたが、確約書の解釈に相違があり、会議開催には至らなかった。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>支部は任意団体であり、行政としての関わりにはおのずと限りがあるが、協議会を足がかりに当時の役員及び関係者と協議を図りながら、行政の責務である同和問題解決のためにも、支部の正常化に向けて取り組みたい。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

平成18年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	住宅新築資金等貸付金の償還推進	類別	公約	議会答弁	監査	懸案事項
担当部局課名	人権擁護課	関連する部局課名	新たな政策課題	その他		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯						
<p>昭和48年から平成7年まで23年間にわたり貸付が行われ、現在は償還のみとなっているが、徴収率の低下に伴い市財源の確保と市民に対する公平な行政という観点から貸付金の償還については、未納者の解消を図るためこまめな臨戸徴収に重点をいれている。</p> <p>平成18年3月議会の市民経済委員会において法的措置を取るよう指摘がある。</p> <p>平成16～18年度と住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者研修会議に参加する中で法的措置前の回収事務を最大限履行することはもちろんのこと、法的措置についても先進地へおもむき実態調査をするとともに、県内の実態を把握するため県内事務担当者会議も招集し、県内市・町の実態も把握することができた。</p>						
償還状況						
貸付金 23億1234万円余(利子含29億932万円余)						
646件(442人)						
滞納繰越額 1億7,686万円余(18年度当初、利子含む)						
今後の指針(案)						
償還推進体制を見直し、納付指導を強めて行くとともに、法的措置をとることについては、具体的に当市の顧問弁護士とも相談し、市の実態に即した実務の方向性を見出すべく努める。						
庁議決定(指針・方向性)						
原案どおり採択する。						

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	合併処理浄化槽設置整備事業		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	環境部生活環境課	関連する部局課名	環境部下水道 建設課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 合併処理浄化槽の設置補助事業は昭和63年度から実施しており、平成16年度は170基、平成17年度は126基、平成18年度は105基の補助をしている。平成18年度までの補助事業設置累計は1,517基となっている。				
今後の指針(案) 公共下水道事業認可区域外について、浄化槽設置の促進を図り、公共下水道整備と併せての水洗化率の向上を目指す。				
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。				

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	ごみ有料化	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	生活環境課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 大型ごみの有料化については、平成13年6月議会に上程したが、継続審査となり、9月議会で撤回した経緯がある。その後、家庭ごみの処理を有料化する動きが全国的に広がっており、環境省も家庭ごみの有料化を推進する方向となっている。本市においてもごみの減量化を推進する必要があることから、庁内組織、新居浜市ごみ有料化調査研究委員会を平成16年4月に設置し、平成18年3月に結果を市長に報告している。 なお、平成19年2月、「廃棄物減量等推進審議会」から有料化について答申を得ている。			
今後の指針(案) 実施に向けて具体策を検討する。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成14年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	(仮称)もの長生き工房(不用品リユース促進の場)の整備	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	環境部 ごみ減量課	関連する部局課名	環境部生活環境課 環境部環境施設課 市民部市民活動推進課 外
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>循環型社会の構築が求められる中、3R(発生抑制・再使用・再利用)による「ごみにしない・つぐらない」施策の推進が重要である。</p> <p>再生可能な家具や自転車などを再生し、市民に還元する場として、また、ものづくりを通じて広く環境教育・学習を行う場として、「MONO長生き工房(住民間不用品リユース促進の場)」を整備するため、リユースネットワーク支援事業調査研究委員会において調査研究を行った。現在、福祉機器、自転車の再生利用をNPO法人新居浜いきいき工房に委託している。</p> <p>H14.1~3 「新居浜市循環型地域モデル検討委員会」(市民・事業者・行政)を設置し検討 H14.5~ 委員会検討結果を市長報告 職員提案「福祉用具等ネットワーク支援事業」の事業化決定 H15.1~ 「リユースネットワーク支援事業調査研究委員会」の設置、中間報告 H16.7 「リユースネットワーク支援事業調査研究委員会」の最終報告 H18.7 自転車リユース開始</p>			
今後の指針(案)			
リユース工房のあり方について調査・研究する。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	公共下水道事業(汚水施設)	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項	
	浸水対策事業(雨水施設)		新たな政策課題 その他	
担当部局課名	環境部下水道建設課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成14年7月、公共下水道事業全体計画の見直し作業に着手し、平成15年8月には「新居浜市下水道化基本構想検討委員会」を設置して、庁内の意見集約と意思統一を図り、平成15年度末に見直し業務を完了した。平成16、17年度に、この全体計画に基づき、認可区域の拡張を含めた事業認可計画の見直しを行い、国の変更認可を取得した。</p>				
今後の指針(案)				
<p>拡張した認可区域を含む未整備区域について、公共下水道整備の促進を図る。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				
<p>原案どおり採択する。</p>				

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	さらなる企業立地の推進	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>多極型産業推進事業用地の企業用地については、企業用地(1)(2)(3)として分譲した63,625㎡の内、1区画(1,750㎡)を残した61,875㎡について、立地がなされた。</p> <p>このため、平成16年4月に福祉・住宅用地、多目的広場のゾーニングを変更し、新たな企業用地(4)として、平成17年3月に8区画26,068㎡を設定したが、平成18年度末までにすべて分譲が完了し、立地がなされた。</p> <p>また、企業立地促進条例について、新規立地企業や既存企業の新事業展開に対する優遇制度として、企業グループによる立地形態など多様化する企業ニーズに対応した制度に改め、平成19年度まで3ヶ年の延長を行った。</p>			
今後の指針(案)			
<p>民間等の遊休用地や空き工場への企業立地を支援する仕組みを構築し、企業立地及び空き工場の活用による企業立地の推進を図る。また平成19年度で終期を迎える企業立地促進条例の見直しを行うとともに、新たに制定が審議されている地域産業活性化法(仮称)について、本市域での活用ができるよう、愛媛県・本市産業界と連携した取組みを進める。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成17年度変更)

事項名	クリーンエネルギー対策への研究開発支援	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	ごみ減量課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>市内事業所の中で、クリーンエネルギー対策ではなく、停電・節電対策で太陽光を利用した新製品を開発したところがあり、中小企業振興条例に基づく助成等を行ってきた。</p> <p>平成14年度に東予産業創造センターと連携し、一部事業所に聞き取り調査を実施したが、風力太陽光発電の研究開発に取り組む予定の事業所はなかった。</p>			
今後の指針(案)			
<p>研究開発に取り組む事業所が出てきたとき</p> <ul style="list-style-type: none">・東予産業創造センター、県工業技術センター等関係機関の中で、技術面での支援機関を探す。・国、県の補助金等の支援策を紹介・市単独の補助金等支援について検討 <p>なお、風力発電については、風力発電の実施地域では、発電量の不安定さからその維持に窮している現状もあり、太陽光発電に主眼を置き、その研究開発支援に取り組む。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	高齢化社会に対応した商店街づくり	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	福祉部介護福祉課 福祉部福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市中心商店街地区では大手スーパー・ニチイ撤退後、建物を改築して複合福祉施設が立地している。日常生活用品についての店については大手スーパーの撤退で心配されたが、新たなスーパーが2店舗立地して解消された。また、平成16年度に中心商店街の再生を目指し、実施した「地域再生マネージャー事業」の成果(車椅子での地域探検の実施など)を活かし、引き続き商店主を初めとした市民の力で、中心商店街内外の高齢者にやさしい魅力的なまちづくりに向けての研究や取り組みが進められている。			
今後の指針(案) 地域再生マネージャー事業で組織化された新居浜地域再生まちづくり協議会のまちづくり活動を支援していく。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの 取り組み	類 別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	市民活動推進課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市太鼓祭り推進委員会は、昭和46年に発足し現在に至っている。会長に市議会議長顧問に市長、商工会議所会頭が就き、各地区運営委員会等市民団体、行政関係者など25名の委員とアドバイザー1名で構成されている。この目的は、新居浜太鼓祭りを市民にとって平和で楽しい親しみのある祭典とするとともに観光面に寄与させ、伝統ある民族文化行事として、発展させるための方策を検討し、推進することとしている。</p> <p>また、平成10年8月30日、新居浜市・平和な太鼓祭りシンポジウム実行委員会主催によるシンポジウムを開催した。文化センターに約1000人の市民が参加し、今後の祭りのあり方について多くの意見を得た。</p> <p>一方、太鼓台の派遣事業は、昭和45年の大阪万博をかわきりに平成5年のシンガポール派遣など市が関与したもので14回行っている。</p> <p>行政側の取り組みとしては、平成15年1月に庁内プロジェクトのひとつとして「新居浜市太鼓祭り推進調査研究委員会」を組織し、平成17年3月に最終的な報告書に係る審議を終えている。</p>			
今後の指針(案)			
<p>市民の祭りとして歴史と伝統をもち、豪華絢爛、勇壮華麗な資源として世界に誇りうる祭りであるが、反面、反社会的な行動も見受けられ改善が求められるものである。</p> <p>また、観光面からとらえて、通年性と体験型もしくは疑似体験のできるシステム作りが必要である。</p> <p>これまで庁内組織である太鼓祭り推進調査研究委員会において、行政側の立場から太鼓祭りの情報発信等について検討してきたが、今後、新居浜市太鼓祭り推進委員会を中心に、太鼓台関係者等の意見を伺いながら、今後の太鼓祭りのあり方や受け入れ体制、情報発信を含めた市民ぐるみの取り組み方策について検討する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	農林水産業の振興と地産地消の推進		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	農林水産課	関連する部局課名	学校給食課	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の農業は、小規模・兼業化による都市近郊型農業であることから、この実態を踏まえた作物振興を図っている。また、地場消費については、JA新居浜市が「あかがね市」を開設しており、その支援として、周年栽培・収穫ができる雨除けハウス設置事業を行っている。</p> <p>次に水産業については、これまで地場特産品づくりとして、イワシの煮干し、干しエビなどの水産物の加工による付加価値の向上に努めるとともに、ガザミ、ヒラメなどの中間育成放流事業、抱卵ガザミ放流事業などに取り組んでいる。</p> <p>しかし、取り組みが漁協単位での小規模なため、各単協単位で見ればそれなりの成果を挙げているが、新居浜市独自のブランドというまでには成熟していないというのが現状である。</p>				
<p>今後の指針(案)</p> <p>本市の農業実態に即した、特産品(産地化を含めた)づくりを目指し、県農政普及課、JA新居浜市等と連携しながら新技術等の情報交換を行うとともに、「大島白いも」について、適切な営農指導を行い、良質で安定した収量を得ることで、新居浜市の特産品として推進する。</p> <p>漁業については、特産品づくりに向けて、「新居浜市漁業振興対策協議会」で具体的な調査研究を一層奨励するとともに、愛媛県水産局、愛媛県漁連等のアドバイスも得ながら、積極的な支援策の展開について鋭意検討する。</p> <p>また、地場消費への支援については、魚食普及の推進を図るため、愛媛県漁連が主体となって実施してきた、おさかなママさんによる「料理教室」、「おさかな教室」を引き続き積極的に支援する。</p> <p>次に、農林水産物の「地産地消」を推進するため、JA新居浜市が設置する産直施設「四季菜広場」を市民にPRし、売上げ増加に繋げるとともに、市、県の補助を受け生産振興を図っているイチゴ、大島の白いもとその加工品、水産関連商品のふぐざくを中心に、県内外にPRし、新居浜ブランドの推進に繋げたい。</p> <p>さらに、えひめ愛フード推進機構(会長 加戸守行)が定めた「地産地消の日」の推進を図りたい。</p>				
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>学校給食課と連携を密にし、学校給食における地場産品の活用、地産地消の拡充を図ること。(学校給食課を関連部局課とする。)</p>				

(様式) 平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために 関係機関と積極的に協議を進める。		類別	公約、議会答弁	
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	区画整理課	商工労政課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			総合政策課	駅周辺整備室	
<p>新居浜駅前土地区画整理事業を施行中であるが、駅周辺整備事業として、「駅南の面整備(区画整理)」、「鉄道(JR)の高架化」など、課題が山積している。いずれも新居浜駅前土地区画整理事業を進めていく中で、検討を約束してきたものであり、特に鉄道高架に関しては新居浜商工会議所に新居浜駅高架促進期成同盟会が設立され、鉄道高架事業の早期完成のための活動を開始されており、今後、新居浜駅前土地区画整理事業の進捗に合わせて、より具体的な方向性を示していく必要がある。</p>					
<p>今後の指針(案)</p> <p>新居浜駅前土地区画整理事業の進捗に合わせて、今後、駅南の面整備は区画整理課、鉄道高架化は都市計画課において検討を進める。</p>					
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>指針案のとおり進めていくが、事業立案時に、情報提供し、より多くの市民、利害関係者等意見を求め、それを考慮し事業決定していくこと。</p>					

(様式)

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	用途地域及び特定用途制限地域 の見直し	類別	その他(事務概要)	
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	農林水産課 農業委員会	資産税課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 市内の土地利用条件の均衡化を図り、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、平成16年5月に線引きを廃止した。 平成19年2月に改訂した新居浜市都市計画マスタープランでは、土地利用方針として用途地域周辺部の既成市街地内にある用途白地地域について、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ることとしている。 また、多極型産業推進用地が完売となり市の企業用地がないことから特定用途制限地域の見直しを行い、周辺の良好な環境との調和を図りつつ地域産業の振興を図るゾーンの設定を検討している。				
今後の指針(案) 用途地域に指定するためには「都市計画と農林漁業との調整措置」を行う必要があるため、国・愛媛県・関係団体との協議を進め素案の作成を行い、都市計画変更手続きを開始する。 また、都市計画変更に伴い、用途地域への指定地区に都市計画税が課税されることから、庁内関係部局と十分な協議・調整を行い、当該地区内の納税者に課税内容と今後の都市施設の整備方針などを周知・説明する必要がある。				
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。				

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	上部東西線の整備	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主要地方道新居浜別子山線から市道中須賀上原線の間 (L=1,339m) を、昭和63年度から平成10年度までに、街路事業で整備した。・ 国道11号から市道渦井橋大野山線の間 (L=744m) を、平成2年度から平成11年度までに、地方道事業で整備した。・ 残区間 (L=2.9km) について、平成12年度に、路線測量と予備設計を実施し、残事業費は、旦の上地区を含めて約50億円必要である。・ 平成15年9月議会 測量、設計に平成19年度に着手予定。・ 平成18年6月議会 平成19年度の事業化は困難。11号BP、駅前滝の宮線、新居浜駅菊本線、西町中村線などの進捗状況や、長期的財政状況の変化を見極めながら着手時期を判断する。			
<p>今後の指針(案)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市道中須賀上原線から市道萩生出口本線の間を、街路事業で事業化を図る。 延長908m、幅員16m、事業期間H23～H29、事業費約16億円			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>指針案のとおり進めることとするが、事業の実施時期については、並行する事業との優先順位等を明確にし、10か年実施計画との整合性を図って検討していく。</p>			

(様式)

平成19年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	道路緊急舗装等事業	類別	公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">道路整備事業において、舗装の損傷が激しい箇所から順次打換えやオーバーレイを実施してきたが、転倒事故等が発生するなど補修が追いついていない状況である。16年災害により舗装の痛みに拍車がかかっており、平成17年度に幹部職員による危険箇所調査を実施した。平成18年3月議会、12月議会 生活道路の安全のための取り組み状況答弁。計画的な維持管理を目指すため、平成18年度に大島、別子山、河又東平、大生院の一部を除く市道1,109路線、延長453kmについて、外部委託による調査を実施した。調査結果から、舗装打換えやオーバーレイ等により補修が急がれる面積が約16万㎡あり、約9億円が必要となっている。平成19年度当初予算で2億4千万円予算化。 <p>(市道全延長：467km、全舗装面積：220万㎡)</p>			
今後の指針(案)			
<ul style="list-style-type: none">安全で円滑な通行を確保するため、損傷した舗装の打換えやオーバーレイを3カ年以内に解消していく必要があり、そのため年間約3億円の予算措置が必要である。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

事項名	民間木造住宅耐震診断事業	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 <u>その他(事務概要)</u>
担当部局課名	建築指導課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>近い将来発生が予想されている南海地震等による被害軽減と、地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より市と県が協力して実施体制を整備し、耐震診断の促進を図るため、木造住宅耐震診断事業を開始。</p> <p>昨年は、補助予定戸数50戸に達しなかった。</p> <p>今年は、募集戸数(50戸)に対して補助戸数が50戸になるよう市のホームページや市政だより、回覧板並びにCATVを利用してPRに努める予定である。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ol style="list-style-type: none">1 耐震診断補助事業の募集時期を早め、募集戸数(50戸)を補助2 耐震診断、耐震改修の重要性の啓発3 耐震改修に関する体制の検討			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式) 平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	教育施設・体育文化施設の整備促進					類 別	公約 議会答弁 監査指摘 その他(<u>事務概要</u>)				
担当部局課名	教育委員会総務課			関連する部局課名	社会教育課		体育文化課				
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯											
年度	プール 建設	屋 体 改造築	校舎 改造	校舎 改築	校 舎 耐震補強	中学校 給 食	運動場 照 明	公民館	体 育 施 設	文 化 施 設	
7	若宮小	川東中									
8	大島小	神郷小								広瀬記念館	
9			高津小						サッカー場		
10				西 中					サッカー場		
11				西 中		高津小			サッカー場		
12				西 中		給食センター					
13				西 中							
14	垣生小							泉川(継続)			
15											
16	角野小										
17											
18		宮西小、高津小 浮島小、惣開小 若宮小、泉川小 中萩小、角野小									
19		西中、川東中、 金子小、大生院小			船木小、金子小 泉川小、中萩中						
20 以降		北中			金栄、中萩、高津、垣生、 角野、浮島、別子、大島、 宮西、惣開、神郷、多喜浜 大生院の各小学校、中萩、 東、南、泉川、別子、川東、 角野、北、船木の各中学校			金子公			
<p>今後の方針(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化に伴う年次的改修等の整備計画を策定する。 ・金子公民館の建替えについて、地元協議を深め基本計画を策定する。併せて、まちづくり交付金対象事業に採択されるよう努め、早期に10ヵ年実施計画に登載する。 											
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>											

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	教育施設の借地解消		類別	公約	議会答弁	監査指摘
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名	社会教育課	その他(事務概要)		体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯						
・ 学校施設等敷地の状況						
神郷小学校他16施設 敷地面積 334千㎡ 内借地面積 92千㎡						
・ 体育施設等敷地の状況						
重量挙げ練習場敷地 敷地面積 297.1㎡ 内借地面積 157.57㎡						
・ 商業高校の県立移管に伴う未解決案件						
隣接地 2,954.34㎡を市で買収し県へ寄付						
・ 今までの取り組み状況						
平成2年3月 神郷小 95.00㎡ 買収						
平成5年3月 文化振興会館 33.00㎡ 買収						
平成7年11月 南中 277.70㎡ 買収						
平成8年2月 船木小 366.90㎡ 買収						
平成8年2月 神郷小 1,778.00㎡ 買収						
平成11年5月 武徳殿 208.00㎡ 買収						
平成12年3月 神郷小 232.99㎡ 買収						
平成13年9月 神郷小 3,116.00㎡ 寄付						
平成13年9月 多喜浜小 691.23㎡ 寄付						
平成13年9月 泉川中 43.00㎡ 寄付						
平成14年12月 神郷小 594.00㎡ 買収						
今後の方針(案)						
・ 学校施設・体育施設等敷地の借地解消に向けて、財政事情が許せば、土地所有者からの売却要望の強いところから買収を行う。						
金栄小学校 6,306.23㎡						
重量挙げ練習場 157.57㎡						
・ 商業高校の県立移管に伴う未解決案件の解消に向けて取り組む。						
庁議決定(指針・方向性)						
・ 原案どおり採択する。						

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	公立幼稚園の在り方について	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名	児童福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>文部科学省と厚生労働省は1998年に「幼稚園と保育園の共用化等に関する指針について」を出し、幼稚園と保育園の併設は可能になった。</p> <p>このため、福祉部と調査研究を行ってきた。一体化は可能であるが、保育料の設定、職員の免許、私立幼稚園・保育所の理解など課題がある状況である。</p> <p>平成15年12月、総合規制改革会議から、「就学前の教育・保育を一体とした総合施設」を設置すること。その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とするべきとの答申があった。</p> <p>これを受け、文部科学省、厚生労働省が「総合施設」の内容について、検討を進めており、2005年には、全国36ヶ所でモデル事業を実施した。</p> <p>2006年幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立した。これは、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の実施をする幼稚園・保育所を知事から「認定こども園」として認定を受けることができ、経費について助成が受けられることができる。</p>			
今後の指針(案)			
<p>幼稚園児の減少傾向の中、市内における公立幼稚園としての果たすべき役割や、現状で継続するか、保育と一体化した認定こども園とするか等、今後の在り方について検討していく。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進	類別	公約 議会答弁 監査指摘 その他()
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>開かれた学校づくりのため、「学校評議員制度」の導入、「学校に行こうデー(日)」、「教育懇談会」の開催、学校ホームページを開設、更新するなど、学校情報を公開し、地域の方々に学校に関わる機会拡大に努めた。また、特色ある学校づくりのため、学校が地域の人々に魅力を感じていただく「夢広がる学校推進事業」、児童生徒の視点から出された意見を施策に反映させるため「子どもと教育を語るつどい」(平成19年度は「子ども議会」を開催予定)、科学とのふれあいを通して豊かな人間性を育む「新居浜市小中学校科学奨励事業」などを実施した。</p> <p>保護者や子どもの選択の自由の拡大を目指した「中学校選択制」を導入。小学校の通学区域弾力化についても、平成18年度入学する児童から実施した。二学期制については、プロジェクトチームが作成した原案を基に、考え方を「教育懇談会」で説明し、国が進めている検討を注視している。</p>			
今後の方針(案)			
<ul style="list-style-type: none">・学校評議員については、多様な人材を確保し、学校外部評価制度との連動について検討する。・「学校へ行こうデー(日)」は、開催回数、内容を充実し、2学期に小中学校それぞれが統一した「学校へ行こうデー(日)」を実施する。・「教育懇談会」は、引続き開催。(1学期の学校へ行こうデー(日)に開催)・小中学校ホームページは、平成16年度末までに、全校で開設済。内容の充実と随時更新することに努める。・平成18年度から「夢広がる学校づくり推進事業」を拡大実施する。・「子どもと教育を語るつどい」(今年度は「子ども議会」)、「新居浜市小中学校科学奨励事業」は継続実施・「伝える力を育む教育」を展開するとともに郷土美術館との交流に努める。・二学期制については、国に総合的な学習の時間の見直しなど、授業時間の確保に向けた検討が始まったため、その状況を見ながら引続き検討する。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	地域で学び育てる教育と県立養護学校の連携	類別	<input checked="" type="checkbox"/> 公約	<input type="checkbox"/> 議会答弁	<input type="checkbox"/> 監査指摘	<input type="checkbox"/> その他()
担当部局課名	学校教育課	関連する部局課名				
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯						
<p>障害のある児童生徒を地元の学校で受け入れるため、施設のバリアフリー化、指導員・学校生活介助員の配置などを行ってきた。</p> <p>また、地元の学校に就学できない障害の重い子どもたちは、市外の養護学校などに行かざるをえないため、市内への県立養護学校設置を愛媛県に対し、要望を重ねてきた。</p> <p>平成17年2月愛媛県議会において、新居浜保健所跡を活用した養護学校の設置について、検討を進めている旨の県教育長の答弁があった。</p> <p>誘致の結果、平成18年度4月から新居浜保健所跡に愛媛県立今治養護学校新居浜分校が開校した。</p>						
今後の方針(案)						
<ul style="list-style-type: none">・ 障害のある児童・生徒を地元の学校で受け入れるため、ハード・ソフト両面の整備を引続き行う。・ 同分校と市内小中学校児童生徒、教職員の相互交流を深め、地域の養護学校として受け入れるとともに、障害児教育の専門性を小中学校で生かせるよう連携を図る。						
庁議決定(指針・方向性)						
原案どおり採択する。						

(様式) 平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	消防団の活性化		類別	公約	議会答弁	監査	懸案事項
担当部局課名	消防本部	総務警防課	関連する部局課名	企画調整部	財務部		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>昭和47年に策定した消防団の近代化、合理化計画に基づき、消防団員の定数828名を116名削減し現在の712名にし精鋭化を図るとともに詰所・ポンプ設置場所43施設を20ヶ所削減し23施設に統廃合。また、木造建築物をすべて鉄骨造等の不燃化とし地域の防災拠点施設にふさわしい近代化を図り、消防車両についても適正配置と新鋭化に取り組んできたが、消防団員の入団意欲の低下、団員自体の高齢化、サラリーマン団員の増加等消防団活動を行う上で様々な問題が発生してきている。</p> <p>備考 平成13年3月、9月。(白旗 愛一) 平成13年6月、18年3月(藤田 幸正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革が避けられない課題である。 ・地域の特性も考慮した改革が必要。 ・計画的に整備する。 ・新時代にあった消防団の構築。 ・第三者機関の審議も視野に検討。 							
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成13年6月に消防団長を委員長とした消防団活性化推進委員会を立ち上げ、分団詰所の整備、分団等の統廃合、団員定数の見直し、女性消防団員の入団等の消防団の活性化構想について検討を始めた。平成16年度で団員定数の見直しと女性消防団員について見直しを図った。しかし、消防団詰所の整備、分団等の統廃合、車両の見直し等の懸案事項が存在する。このため平成17年度はまず消防団車両の見直し案を作成し消防団に提示するが、賛同を得ることが出来ない結果となっている。</p> <p>このため今後は、新たに庁内検討委員会を立ち上げ計画案を作成するとともに、第三者を含めた検討委員会での審議を行い、消防団の活性化を図っていく。</p>							
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>							

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	総合的な防災体制の強化	類 別	公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 <input type="checkbox"/> 監査指摘 その他 ()
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	企画調整部 財務部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成12年4月1日から災害対応強化のため、署の勤務体制を2部から3部体制へ変更し、危機管理機能を高めるため、実践に即応した訓練等を実施するとともに、消防車両等の消防資機材についても計画的に更新整備し防災体制の強化に取り組んできた。</p> <p>急激に増加の一途を辿っている救急の需要と高度化に対しても医療機関との連携、町の救命士の養成拡大そして救急隊員の資質の向上という三位一体で、救命率の向上に向け取り組んできた。災害に必要な消防職員の定数についても平成12年度に行政管理課長を委員長に消防職員定数検討委員会を立ち上げ検討し、その結果を平成13年3月28日に市長に報告されている。</p> <p>備考 平成13年9月。(藤田 若満)</p> <ul style="list-style-type: none">機能の安全性と特殊災害等に対応した特殊災害対応用資機材等の更新、高度な資機材、施設、人員等の増強を計画的に見直し、災害に万全を期する。 <p>平成13年12月(藤田幸正)</p> <ul style="list-style-type: none">災害に対応した人員等の配置別子山村との合併による消防救急体制の確保			
今後の指針(案)			
<p>火災をはじめとする各種災害は、近年の急激な社会変化に伴い複雑多様化の傾向にあり、消防行政は各分野において適時適切な対応が求められる厳しい状況となっている。このため初動体制の人員確保を早期に実現するとともに、広域的総合的な防災体制の強化を図りながら各種災害に対応した資機材を整備更新し消防・救急・救助体制の充実に努めていく必要がある。また、16年の一連の豪雨災害や来るべき南海地震等の自然災害の対応には、消防団を含めた消防組織での災害対応力には限界があり、市民による自主防災活動は欠くことが出来ない。今後は、平成18年度に立ち上げた職員地域担当者制度により地域に密着した指導體制の確立を目指すとともに、団員による市民指導員と連携し、地域防災力の向上を図る。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	専門職員の養成	類別	公約 議会答弁 監査 <input checked="" type="checkbox"/> 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	企画部 財政課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 消防の業務では、すでに救急救命士に見られるようにより高度化が求められ、組織的に専従化が図られている。救急以外の他の消防分野においても社会要請に的確に対応するためには、より専門性を有した職員の養成を図っていかなければならない。現在、総務省消防庁においては、予防業務に当たる職員が専門知識を身につけるための「予防技術資格者」制度の導入が検討されている。今後、ますます専門職員が求められることが予想されることから、各種資格取得をめざし職員養成を図る必要がある。			
今後の指針(案) 平成18年度中に14名の「予防技術資格者」を認定した。今後は、予防担当者の中から早い段階で人選を行い、予防課が中心となって資格取得に向けたサポート体制を強化していく。その一環として、平成19年度から違反是正プロジェクトチームを立ち上げ、専門職員の養成を図っていく。また、消防活動に必要な各種資格取得についても計画的に取得し資格職員の拡大を図り、より高度の消防活動を提供する体制維持を図る。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度変更)

事項名	南消防庁舎の整備	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	南消防署消防課	関連する部局課名	企画調整部 財務部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 南消防庁舎の建築は、昭和55年4月(鉄筋コンクリート造2階建 延992.25㎡)で、当時の職員は15名であったが、上部地区は面積率にして約71%、人口においても約44%を占め火災・救急を始め、消防行政需要が急速に増大してきたことや、高速道の開通、南部開発等に伴う消防事象変容に対応するため、平成4年4月機構改革により分署から署に昇格し、人員増を図るとともに救急車の増車、はしご車等の配備を行い施設・装備の充実強化に取り組んできた。しかしながら、事務所等が手狭(現在29人)のうえ救助隊員の訓練施設等もないため平成7年3ヶ年実施計画の中に敷地購入も含めた計画を進めてきたが、当時の財政事情により削除された。 備考 平成12年9月。(佐々木 文義) 平成13年9月。(白旗 愛一) ・長期的計画の中で検討。 ・三ヶ年実施計画の中で検討。			
今後の指針(案) 南消防庁舎は、築後27年を経過し老朽化が進んでいるうえ敷地が狭く訓練場所もなく11号線沿いの交差点に近いため出勤時に支障をきたしている。平成16年の豪雨災害による財政事情から庁舎の整備については一時凍結状態となっているが、移転も視野に入れ防災拠点としての南庁舎の整備案を作成し長期計画に反映する必要がある。平成18年2月消防審議会から消防広域化に関する答申が出て広域化の動きが本格化し始めており、今後の県、他市との協議の経過を踏まえ整備案を作成する必要がある。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。			

【廃止項目】

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度廃止)

事項名	幼稚園と保育園の一体化について		類別	公約 議会答弁 監査指摘 新政策課題 その他
担当部局課名	保健福祉部児童福祉課	関連する部局課名	教育委員会学校教育課	企画調整部行政管理課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>地方分権の推進とともに、今や「幼保連携」が大きなテーマとなりつつある。こういった中、多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育園の施設・運営の共用化、職員の弾力的な運用により、幼児教育の質的な向上を推進し、保育の内容等運営の工夫と有効利用を目的として、幼稚園と保育園の運営がどうすれば可能かを検討してきた。</p> <p>その検討項目は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文部科学省と厚生労働省は1998年に「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」を出し、幼稚園と保育所の併設は可能となった。 2 幼稚園は王子、神郷ともに定員を大きく下回っており対策が必要である。 3 幼稚園教諭と保育士の免許所有者総数は139名おり、兼務や人事交流可能である。 4 運営方法のうち入園はそれぞれの条件で入園し、年齢別で同じプログラムで保育する。 5 保育料は調整が必要と思われる。 6 一体化により、施設の共用や運営が効率的になる。 7 現在の幼稚園には調理室がないので新設等を検討する。(神郷幼稚園に併設する) 				
<p>今後の指針(案)</p> <p>「認定子ども園」の制度がスタートし、幼保一元化への道が開かれたことから廃止する。</p>				
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり、廃止とする。</p>				

(様式)

平成16年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度廃止)

事項名	人権条例(仮称)の制定	類別	<input checked="" type="checkbox"/> 公約 <input checked="" type="checkbox"/> 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	人権擁護課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成15年6月議会で伊藤初美議員の子ども人権条例制定についての質問に対して、市長が人権尊重のまちづくり条例の制定を視野に入れて調査研究すると答弁する。 平成15年9月議会での佐々木文義議員の人権尊重のまちづくり条例の制定についての質問に対して、市長が市及び市民の役割を明確にし、人権施策を総合的かつ計画的に推進する必要があり、条例制定のための調査・研究を行っているところであると答弁する。 県下の市のなかで人権条例を制定していないのは、新居浜市だけである。 平成17年度は庁内検討委員会を設置し、4回の会議を行い、人権条例の素案を策定した。 平成18年4月20日 新居浜市人権条例制定検討委員会設置要綱の制定を行なう。			
今後の指針(案) 条例制定により廃止する。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり、廃止とする。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度廃止)

事項名	勤労者総合福祉施設	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 勤労者総合福祉施設については、平成6年4月に(仮称)新居浜市勤労者総合福祉施設調査研究委員会を設置し、調査研究を行い、平成7年3月には、関係市民団体で構成された(仮称)新居浜市勤労者総合福祉施設建設懇談会を設置し、施設の種類等について協議を行い、平成8年11月に「勤労青少年ホーム」「勤労者体育センター」「シルバー人材センター」「労働会館」の四つの機能を持った総合施設として「(仮称)新居浜市勤労者総合福祉施設建設基本計画」が策定された。 平成12年4月には「新居浜市総合体育施設建設懇談会」が設置され、その中で総合体育施設との複合化について調査研究を行ってきたが、平成13年3月議会において、「複合化は無理」との答弁。平成13年6月議会では、加藤喜三男議員の質問に対し、「今後、勤労者福祉施設については、第四次新居浜市長期総合計画基本構想を踏まえ、施設、機能の充実を図りながら、時代のニーズに合った施設のあり方や運営方法などについて検討を行う。」との答弁。 平成14年度では庁内組織を設置し、時代のニーズにあった適正な規模の施設として、「建設基本計画」の見直し体育センターの雇用・能力開発機構からの有償譲渡について現存施設の機能の充実や利用者の拡大を図るための運用面及び市民全体の利用促進他の類似施設との連携について検討を行うこととしていたが、のみの検討に終わっている。については有償譲渡を受け、平成15年度から体育文化課に所管替え。 平成17年度に勤労青少年ホームの講座運営方法について、担当課、行政評価委員会(庁内評価委員会、市民評価委員会、経営戦略会議)の検討結果を基に、受講者主体となる運営への見直しを実施した。また、平成18年度から若年者への就労支援となる若年労働者キャリア形成支援相談事業(ヤングキャリアナビゲーション)を勤労青少年ホームで実施することとした			
今後の指針(案) 勤労青少年ホーム・労働福祉会館は、利用者が減少傾向にあり、勤労青少年ホームの運営見直しからも、施設自体の建替え等が求められる状況には至っておらず、シルバー人材センターも事務所を移転したところであり、勤労者福祉総合施設を構成する各施設の利用動向や現状からは、勤労者福祉総合施設として総合的に整備する意義が薄れており、項目を廃止する。			
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり、廃止とする。			

(様式)

平成13年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度廃止)

事項名	中小企業対策として融資制度信用保証枠の 拡大	類 別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
・平成10年10月から 中小企業振興資金、設備近代化資金の融資枠、取扱金融機関の拡大 振興資金 融資枠 1,200,000千円 2,000,000千円 設備近代化資金 融資枠 1,572,000千円 1,892,000千円			
・平成12年4月から 設備近代化資金の融資限度額の引き上げ(2,000万円 3,000万円)			
・平成12年8月から 設備近代化資金について、中心市街地の区域内、多極型産業用地内への設備投資の 融資限度額を引き上げ(3,000万円 5,000万円)			
・平成14年4月から ? 設備近代化資金の融資限度額の引き上げ(3,000万円 6,000万円) ? 中小企業緊急経済対策特別融資制度の新設 ? 新居浜市融資制度の保証人の軽減(法人:3人 2人、個人2人 1人)			
・平成16年9月 中小企業豪雨災害対策特別融資制度を設置			
・平成19年4月 経営者本人以外の第三者保証人を不要とした。			
今後の指針(案)			
中小企業への融資制度の信用保証枠の拡大などの制度改善を実施。また融資利用状況の動向 などからも信用保証枠の拡大が求められている状況にはないため、項目を廃止する。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり、廃止とする。			

平成17年度重要事業及び懸案事項管理表

(平成19年度廃止)

事項名	新居浜市都市計画マスタープランの見直し	類別	議会答弁		
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	総合政策課	別子山支所	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>根拠法令 都市計画法第18条の2により市町村が定めるべき計画である。</p> <p>平成 2年3月 新居浜市都市基本計画（新居浜カモメプラン21）策定</p> <p>平成13年6月 新居浜市都市計画マスタープラン（光都プラン21）策定</p> <p>平成17年4月 新居浜市都市計画マスタープラン見直し業務委託発注 契約先 (株)パスコ愛媛支店、契約金額 ¥6,930,000_、 委託期間 平成17年4月1日～平成19年3月30日</p> <p>平成17年12月 新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会設置</p> <p>平成18年11月 パブリックコメント及び愛媛県との協議</p> <p>平成19年1月 第53回新居浜市都市計画審議会で承認</p> <p>平成19年2月 愛媛県知事への通知及び告示</p>					
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成19年2月に新居浜市都市計画マスタープランを改訂しましたので管理表から廃止します。 今後は市政だより、冊子、パンフレット等により市民へ周知を図るとともに、マスタープランによるまちづくりを具体的・計画的に推進します。</p>					
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり、廃止とする。</p>					